



Title	職業専門家としての監査人の責任の拡張
Author(s)	檜山, 純
Citation	経済学研究, 53(4), 41-55
Issue Date	2004-03-09
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/6018">http://hdl.handle.net/2115/6018</a>
Type	bulletin (article)
File Information	53(4)_p41-55.pdf



[Instructions for use](#)

# 職業専門家としての監査人の責任の拡張

檜 山 純

## 1. 問題の所在

財務諸表の利用者は監査人に会計不正の発見を期待しているが、監査人は不正の発見を監査の第一義的な職務ではないと主張してきた。監査人が実際に行っている実務と期待される職務との差である期待ギャップの存在は、1974年に米国公認会計士協会（以下AICPA）によって設置された監査人の責任委員会（以下コーエン委員会）によって広く明らかにされた。コーエン委員会は、監査人に対する社会の期待を不正の発見、特に経営者不正の発見にあると示し、不正に関する責任を監査人が負っていないことがギャップの主たる原因であると結論づけた<sup>1)</sup>。しかし、監査人はその後も不正発見責任の負担を回避し続けた。AICPAが米国監査基準書（以下SAS）において不正の発見を監査の主目的と公式に位置づけたのは、コーエン委員会最終勧告から10年も経過した1988年の期待ギャップ基準書においてである。その後、会計不正への取り組みはSAS第82号、同99号へと改訂されながら継承されてきた。

監査人が考えている職務上の責任 (responsibility: 以下本稿では責任とする) は、一般に認められた監査基準（以下GAAS）から考えることができる。一方、財務諸表の利用者が監査人に負担を期待する責任は、法的責任 (legal li-

ability) の観点からも検討することが可能である<sup>2)</sup>。

監査人の責任は、監査意見を表明するために職業専門家としての注意を払い、懐疑心をもってGAASに準拠した監査手続を実施することで遂行される。ここでのGAASは監査人が義務を果たすための規準であり、かかる責任の遂行を強制するものが法的責任であり、監査人が責任を適切に負わずに法的責任の遂行が不十分な場合は、たとえば詐欺などの違法行為が発覚した際には、損害を賠償することにより法的責任は全うされる。したがって、財務諸表利用者から期待される監査人の責任を法的責任から類推することができるのである<sup>3)</sup>。

会計専門家にとって「監査人の責任」とは一般に責任をさすが、本稿においては、利用者が期待する監査人の責任負担の考察にあたり、法的責任から責任を類推した検討を試みている。

2) 職業専門家に対する社会の期待を知るには、監督のために設けられた政府諸機関の規制や公表文献と裁判所の判例の2つの情報源がある (Previts and Merino [1979], p. 316; [訳書], 339頁)。本稿においては、監督機関側の期待として証券取引委員会 (SEC)、利用者側の期待として判例を用いている。なお、監査人の考える責任と法的責任に関する混同がギャップを生むとの指摘があり、この区別は重要である (O' Reilly, et al., [1998], p. 4・2; [訳書], 121頁)。

3) 法的責任を考える際に重要となるのは、誰に対する法的責任かということである。財務諸表利用者の中で直接の契約関係にない者は、同じ財務諸表利用者であってもクライアントである経営者あるいは株主とまったく同質の法的責任負担を要求できるとは限らない。契約法上においては限定的な法的責任しか追及することができないのである。

1) The Commission on Auditors' Responsibilities [1978], pp. xi - xii; [訳書], xii - xiii頁。なお、本稿における財務諸表利用者の期待は、合理的なものに限定している (*Ibid.*, pp. 1 - 2; [訳書], 2 - 3頁)。

利用者の期待のうち、合理的ではない期待を除外して検討するためである。

期待ギャップが認識された背景には、会計不正の続出とそれに伴う監査人への損害賠償請求訴訟の問題があった。財務諸表利用者が監査人に法的責任の負担を要求し、監査人の敗訴が相次いだと一般にいわれている。しかし、損害賠償請求訴訟を分析した結果明らかとなったのは、財務諸表利用者が監査人に責任遂行の有無を問うには、連邦証券取引諸法の存在が必要であるということであった。任意監査時代から適用されるクライアントとの関係を重視する契約法にもとづく訴訟では、詐欺行為と同様とみなされる重過失が認定されない限り、監査人敗訴の傾向はみられていない。契約法下では、明らかな違法行為以外に監査人が第三者に責任の負担を求められることは希であった。監査人が敗訴したのは、連邦証券諸法や州法による訴訟である。

同じ職業専門家であっても医師や弁護士と異なり、監査人のみが第三者たる財務諸表の利用者に責任を負担するに至っているのは、法定財務諸表監査制度の導入後、職業的専門家としての監査人が財務報告の要と位置づけられたことが原因であると考えられる。

1933年証券法および1934年証券取引法の成立により法定財務諸表監査が導入され、職業専門家としての監査人は社会の財務報告システムの枠内に位置づけられた。同じ監査人が行う職務であっても、職業専門家としての負担の性質が任意監査から法定監査への移行に伴い拡張されたと考えることができる。

本稿は、このような観点から監査人の責任の拡張について検討したものである<sup>4)</sup>。

4) 法的責任は責任の遵守によって遂行されるため、本稿では契約当事者以外が職務上の義務、すなわち責任をいかに考えているかを示すために事例と判例の一部を用いている。監査人の法的責任の検討を直接の目的とするものではないことに留意されたい。法定財務諸表監査における監査人の責任負担の範囲

## 2. 任意監査における監査人の責任

米国において会計の専門知識を有する最初の職業会計士は、19世紀に渡米した英国人会計士であると考えられている。米国人でも会計に携わる者はいたが、専門的な知識に欠けた者がほとんどであった。渡米当初の英国人会計士は英国本国への調査と報告を中心に行っていたが、後に米国内に会計事務所を設立し、帳簿の整理などの会計業務を米国企業から委ねられるようになっていった。

19世紀末から20世紀初頭にかけての会計士は、会計業務の依頼が増加し、合併の際の被合併会社の収益力や財政状態の調査に用いられた<sup>5)</sup>。合併や企業合同の際の会計士の利用は会計事務所の拡大や新設をもたらし、同時に会計士の専門性に期待が高まった。こうして、会計士は帳簿係から会計専門職へと発展した。この過程で会計士は監査業務も依頼されるようになりはじめたのである。

米国の初期の監査は英国式の監査であり、帳簿上の誤謬や虚偽を発見するための検査であった。具体的には主に貸借対照表に関連する事務的な会計数値の詳細な吟味と検証である。これらは急速に拡大する米国の経済に適応すべく、精査から時間と費用を削減した試査へかわり、必要な場合に帳簿の検査に立ち入るように変化した。

は財務報告に関与するその他の関係者の責任分担によるため普遍的ではない。このため、本稿は期待ギャップの存在がはじめて認識された米国に限定して論じている。

5) 合併後の新会社の優先株の評価が被合併会社の過去の平均利益をベースになされていたために、過去3年から5年間の年次利益の報告が要求されていた。減価償却の実施状況、その前提となる支出や修繕費・維持費・更新費の妥当性、営業権・特許権・商標権の評価、運転資本、偶発債務、特殊な契約も調査の対象であった。さらに、合併後の収益や費用の見積もり、被合併会社株主への優先株・普通株・現金の分配方法などの業務も会計士に期待された(詳細は千代田[1998]、16頁などを参照されたい)。

19世紀末以降の英米の株式会社の会計監査の展開の相違は、クライアントの相違による。英国における監査人は株主の代表としての位置づけからはじまり、伝統的に株主保護のための監査を行ってきた。英国における監査は、経営者が会計責任を解除される要件のひとつと位置づけられていた。一方、米国株式会社における監査人は、経営者から監査契約を依頼されていた。19世紀の米国は慢性的な産業資本不足であったため、株式発行による資金調達よりも、社債による海外投資か金融機関を利用した資金調達が行われていた。金融機関は手形の買い入れの際、手形の振出人または裏書人について信用調査を行っていた。さらに、手形割引の際には、監査証明書が添付された貸借対照表の提出も要求した。このために、経営者は監査人に貸借対照表の監査を依頼していたのである。

このように米国では任意の契約にもとづく監査が行われており<sup>6)</sup>、米国の監査人は、直接の責任を監査契約を依頼した経営者に対して負う。クライアントである経営者の関心は、株主への会計責任よりも債権者、特に金融機関に対して会社の債務返済能力を証明することであった。そのため、事務的な正確性の検証や従業員不正の発見を超える監査目的の拡大が生じ、信用供与のための任意監査が独自に発展したのである。

信用監査である貸借対照表監査における監査人の責任とは、信用を供与するに十分な貸借対照表であることを証明するために必要な監査手続を実施することである。金融機関が株式会社に貸借対照表の提出を要求したのは、財産構成における流動性、特に短期返済能力によって当該会社に信用があるか否かを判断するためである。したがって、貸借対照表監査では流動資産

と流動負債、受取勘定と支払勘定が重視された<sup>7)</sup>。このような状況において、企業が金融機関から信用を得るために会計不正を行うとするならば、資産の過大表示と負債の過小表示が考えられる。このため、監査人にとっては、資産の実在性と負債の網羅性に重点をおいた監査手続を適切に行うことが責任を果たすことにつながっていたのである。

米国では会計士が会計報告書の作成実務をまかされることが多く、作成者である会計士自らが貸借対照表の監査を行う場合もあった。そのため、金融機関は、監査人が単に貸借対照表が帳簿と一致しているという証明を行うだけでは不十分であると判断した。貸借対照表の監査には、会社の真の状態を反映し、裏書や保証等による間接的、偶発的な債務を含むすべての債務を記載しているという保証を期待していた。このため、金融機関は監査人に棚卸資産の監査および売掛金の独立的な検証を要求するようになった<sup>8)</sup>。このように、貸借対照表監査は資産の実在性と負債の網羅性を問題としており、「記録と事実の照合」<sup>9)</sup>を行うことが監査人の責任であった。

任意監査における監査人の責任はクライアントとの間に生じるものであり、法的責任も契約関係にない第三者が追及することは困難であった。監査人の第三者責任について最初に言及した訴訟は、1919年のLandell事件である。この事件では、契約関係にない者は過失を理由に監査人を訴えることはできないとする判決が下された。続くGranter事件においても、悪意をもって不正を行わない限り不法行為による法的責任は問われないとされた。

1926年から1931年にかけて争われたUltra-

6) マサチューセッツ州では州法で監査人の任命を規定していたことがよく知られているが、州に提出する財務報告書の証明を要求したとはいえ資金調達に直接関係しないため、本稿では除外して考察している。

7) 例えば連邦準備銀行が手形の再割引を行う際に適格とされる手形は、流動負債を超える当座資産の合理的な金額の存在を証拠として判断されていた(大矢知[1973], 48頁に詳しい)。

8) Richardson[1913], chapter VII, pp. 87 - 92.

9) 本稿における概念は岩田[1955]に拠っている。

mares事件は、監査人の責任と法的責任の双方の点から重要な事件である。監査契約を依頼したStad Stern社の貸借対照表には、実際には債務超過であるにもかかわらず100ドルを超える正味資産が計上されていた。かかる会計不正は、売掛金などの資産の架空計上と棚卸資産の購入に関する支払勘定などによる負債の過小計上によってなされていた。しかし監査人は貸借対照表が正しいと証明したため、Stad Stern社の貸借対照表を信用して融資したUltramares社に訴えられたのである。

この事件を責任の観点からみてみよう。前述のように、信用目的の任意監査では、監査人は資産の過大計上および負債の過小計上を看過しない監査手続の実施が求められる。特に、棚卸資産の監査と売掛金の独立的な検証が要求されていた。しかし、この事件ではこれらの必要な監査手続が欠落していた。例えばStad Stern社の貸借対照表上の売掛金勘定の期末残高と会計事務所側の検証結果は異なっていた。この時点で会計事務所は数値が合致しない理由を検証すべきであった。しかし、実際には不一致を発見しただけで何の追加手続も行わなかった。仕訳帳との転記突合、出荷記録簿との帳簿突合および送り状控えの証憑突合のいずれかを実施していたならば、Stad Stern社の貸借対照表に監査証明を行うことはなかったはずである。したがって、監査人は適切な責任を遂行しなかったと結論づけることができる。

このような職務上の責任の遂行の欠如を、第三者である貸借対照表の利用者が法的責任の追及という形で問うことができるだろうか。

訴訟当初、第三者たる原告は過失を理由に会計事務所を提訴した。審理中に不正(fraud)理由について付加している。第1審ではまず不正理由の提訴を棄却し、最終的に不実記載に関する過失と不正の双方ともが否定され、原告は敗訴した。第2審では陪審の答申が尊重されて過失責任が認められたが、不正行為に関する原告の主張は認められなかった。1931年の第3審で

は、第2審の判決が取り消された。過失については第1審の判決を支持して控訴を棄却、不正については留保し、第1審に差し戻したのである。ニューヨーク州最高裁は、公会計士の「公」(public)について、広くすべてのクライアントに業務を提供するという意味で用いられるものであって公のためにあるものではないこと、したがって会計士を雇用していない第三者はクライアントと同じ立場ではないという見解を示した。そのため、過失責任を追及できないとして棄却したのである。

したがって、1931年の時点では、法的責任を問えない以上、監査人の責任も第三者の財務諸表利用者には及ばないと考えることができよう<sup>10)</sup>。あくまでもクライアントに対して職務に必要な注意を払って監査を行うのみである。なお、差し戻し後、不正理由の提訴に限り、原告が勝訴した。過失の程度が著しい重過失の場合には不正と推定することができるとし、この場合には第三者にも法的責任が生じるとする見解が示された。詐欺行為に関する法的責任は誰しも負う可能性のある民事上の責任である。

結論を述べれば、監査人が責任を負うにあたり、過失程度では第三者にその責任の履行の有無を問われることはない。しかし、重過失と認定されうる状況においては、監査人は詐欺行為を行ったとみなされ、法的責任を負担しなければならない。過失と重過失の境界を認定する際に、監査人の責任の遂行状況が問題となるのである。この事件は、その後長く米国契約法上の判例となった。そして、この事件は第三者であ

10) 他の職業専門家、例えば医師や弁護士は主に依頼人に対する責任のみを負うが、監査人は会計開示により多数の関係者の利害調整に関与するため、第三者に責任を負わざるをえないとする考えは当時から存在していた。契約関係にないために利用者が損害賠償請求訴訟を提起できないことに関する改善要求は1908年にすでになされていたが、現実には証券取引諸法の制定まで利用者への責任負担はなされなかった(Previts and Merino [1979], pp. 160-161; [訳書], 170頁)。

る利害関係者が監査人に責任の履行を求めて法的責任を追及できる可能性があることを監査人に知らしめる事例となったのである。

### 3. 法定財務諸表監査制度下における監査人の責任

1920年代になると科学的管理法が普及し、株式会社の経営規模が拡大した。株式が分散所有されるようになり、株主数も増大した<sup>11)</sup>。第一次世界大戦以前にはわずか20万人であった米国の証券所有者は、1920年代には推定で2,000万人に増加していた。

所有と経営の分離が促進される結果、株主は経営に直接関与できなくなり、証券市場を通じた意思決定しか行えなくなった。すなわち保有の継続、追加購入および売却のいずれかである。証券市場における意思決定には、貸借対照表に加えて、会社の経営成績を反映した期間損益計算にもとづく損益計算書も必要となる。このため、財務諸表の需要が高まった。金融機関からの短期信用供与目的に加えて、投資家向けの株主宛年次報告書である財務諸表の監査を依頼する会社も徐々に増えてきた<sup>12)</sup>。1929年には米国会計士協会（以下AIA）によって『財務諸表の検証』が公表され、財務諸表の監査への転換が促されていった。

1929年10月の米国株式恐慌後、F・ルーズベルト大統領は、資本主義経済の蘇生のために修正資本主義を採用した。連邦政府による市場への介入は株式会社の財務報告の改善にも及んだ。「買い手をして警戒せしめよ (*caveat emptor*)」という従来の原則に、「売り手にも注意せしめよ (*let the seller also beware*)」を加えて、

企業に事実を告げる義務を課すこととなった<sup>13)</sup>。この原則を徹底するために1933年に証券法、翌1934年に証券取引法が制定されたのである。

1933年証券法は、有価証券を新規に募集する会社に当該有価証券に関する情報の開示を強制したものである。具体的には、連邦取引委員会（1934年以降は証券取引委員会）にSchedule Aに規定される情報を網羅した登録届出書を提出させ、投資家向けに目論見書を発行することを要求した。1934年証券取引法は、すでに登録している会社の会計開示の不足を補う目的で制定されたものである。1934年証券取引法は、上場企業すべてに証券取引委員会（以下SEC）への登録と年次報告書 (Form 10-K) の提出を義務づけた。両法の制定以後、SECは一貫して投資家保護の立場をとっている。

両法ともに、提出する会計書類に監査証明書を添付することを要求した。証券法は独立公会計士または公認会計士、証券取引法は独立公会計士による監査を要求したのである<sup>14)</sup>。1920年代からみられていた財務諸表監査への転換は、両法による制度化によって確定された。すべての株式公開会社に財務諸表監査を強制したことは監査人の業務を伸張させたが、同時に法定財務諸表監査制度下において監査人が財務報告システムの中に組み込まれたことを意味している。監査人は、財務諸表が企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか否かについての保証を新たな職務とされた。ここに証券取引諸法の意図をもって財務諸表利用者への責任が生じたのである。

SECが監査人に期待した責任は、証券市場における投資家の信頼の形成と維持のための責任、すなわち不正な財務報告書の開示の防止、

11) 1918年から1925年の間だけでも株主数は350万人増えたと推定されている。

12) 株式公開会社の多くは会計報告書の詳細な開示に消極的であったが、U. S. Steel社のように現在の会計基準で作成される財務諸表よりも詳細な報告書を開示している会社も存在していた。

13) De Bedts [1964], p. 33.

14) いずれも「公認会計士」に限定していなかったため、初期の法定財務諸表監査においては自称会計士が含まれている。後に公認会計士に限定され、専門職業家としての監査人の監査以外は排除された。

特に経営者不正の発見である。法定財務諸表監査の導入により監査人には証券諸法の下での責任、すなわち経営者不正の発見という財務諸表利用者に対する新たな責任が加わった。

証券諸法において財務諸表の利用者が監査人に法的責任を迫及し、責任を問うことが可能となる規定のうち、本稿に関係する部分を抜粋してみよう<sup>15)</sup>。

#### 1934年証券取引法

##### 第10条（相場操縦のおよび詐欺的策略の使用に関する規制）

いかなる者も、直接または間接に州際通商の方法および手段もしくは郵便または国法証券取引所の施設を利用して、次に掲げる行為を行うことは違法である。

(b) 委員会が公益または投資家保護のため必要または適当と認めて定める規則に違反して、国法証券取引所に登録されている証券または登録されていない証券の購入または売却に関して相場操縦的または詐欺的策略もしくは術策を用いること。

##### 第18条（誤解を生じさせる記載の責任）

本法もしくはこれにもとづく規則、または本法第15条(d)項に規定されている登録届出書に含まれる証明書にしたがって提出されるすべての申請書、報告書または文書中にそれが作成されたときおよびその当時の状況に照らして、重要事項に関し虚偽もしくは誤解を生じさせる記載を行いまは行わせたる者は、善意により行動しかつ当該記載が虚偽もしくは誤解を生じさせるものであることをあらかじめ知らなかった旨を立証しない限り、(当該記載が虚偽または誤解を生じさせるものであったことを知らずに)その記載を信頼して当該記載の影響を受けた価格で証券の売買を行った者に対し、当該信頼により生じた損害の責を負わなければならない。当該責任の履行を求めようとする者は、管轄裁判所において普通法または衡平法にもとづき提訴することができる。当該訴訟においては、裁判所はその裁量により、両当事者のいずれか一方に対して、当該訴訟の費用支払の補償を要求しかつ適当な弁済料を含む妥当な費用を課すことができる。

#### 証券取引法規則

##### 第10条b-5（相場操縦のおよび欺瞞的策略の使用）

いかなる者も州際通商の方法もしくは手段、または郵便あるいは国法証券取引所の施設を利用して、証券の購入または売却に関して、直接または間接に次の各項に掲げる行為を行うことは違法である。

- (a) 搾取(defraud)を行うための策略(device)、計略(scheme)または技巧(artifice)を用いること、
- (b) 重要な事項について事実と異なる記載を行うことにより、またはそれが作成された当時の状況にかんがみ、誤解を避けるために必要な重要事項の記載を省略すること、または
- (c) いずれかの者に対して詐欺(fraud)もしくは欺瞞(deceit)となりまたは詐欺もしくは欺瞞となるおそれのある行為、慣行または業務方法を行うこと。

これらの規定はその後のSEC訴訟および民事訴訟において多用された。もっとも多く利用されたものは、1942年に追加された1934年証券取引法規則第10条b-5であった。これらの規定は証券の売買に関する行為に限定されているが、実際に売買した者であれば誰もが原告になりうるものであった。ただし、財務諸表の作成基準となる会計基準の整備が先に問題化したため、1960年代後半まで訴訟の乱立はみられなかった。

期間損益計算を重視する財務諸表監査において発見が期待される主な不正は、投資意思決定を誤らせることを目的とした報告利益の過大表示である。複式簿記における利益の過大表示は、資産の過大評価あるいは負債の過小評価を伴うことが多い。このため、貸借対照表時代の監査手続、すなわち資産の実在性と負債の網羅性に重点をおいた監査手続はある程度適用の継続が可能であった。このため、1936年にAIAがはじめて主体的に作成した監査手続書である『独立公会計士による財務諸表の監査』が『財務諸表の検証』の一部改訂に留まっていることそれ自体は不思議ではない。

しかし、この監査手続書は必要な監査手続を実施する責任を遂行するには不十分であった。資産の実在性を検証する手段としての実査、確認、立会の実施を要求しておらず、さらに不正

15) ここでの条文の邦訳は、原文を確認の上、訳書『外国証券会計法令集 アメリカⅠ』および『外国証券会計法令集 アメリカⅢ』（ともに1977年）によっている（Securities Exchange Act of 1934 and General Rules and Regulation under the Securities Exchange Act of 1934）。

なお、証券法第11条（虚偽の登録届出書による民事責任）は新規上場の場合に限られるため、ここでは省略している。

の発見を目的としていなかったからである<sup>16)</sup>。

このような欠陥は、McKesson & Robbins事件の発覚によって明らかにされた。この事件は、12年もの長期にわたり経営者によって組織的に計画された会計不正である。発覚時には約1,000万ドルの売掛金、900万ドルの棚卸資産および75,000ドルの当座預金からなる架空資産が計上されていた。巨額の不正により損害を被った投資家は多数にのぼり、全米で大問題となった。

McKesson & Robbins社を監査した会計事務所PriceWaterhouseは、経営者の下で共謀されて生じた不正を疑うこともなく、実査も立会も行わずに適正意見を表明した。しかし、上述のように、『独立公会計士による財務諸表の監査』においては棚卸資産の実査や立会は必ずしも要求されていないため、PriceWaterhouseは当時必要な監査手続を実施していたのである。不正の発見を主目的としない当時の監査慣行においては、この事件は監査の限界を超えた事例であった。

しかし、SECは監査手続の実施に疑念を抱いた。社会的信用の大きい会計事務所が不正を看過したことにより、監査実務への不信感が募っていた。McKesson & Robbins事件後、SECは公聴会を開いた。1940年、SECは公聴会に関する報告書として、会計連続通牒(Accounting Series Release: 以下ASR)第19号を公表した。この中で、SECは調査の結果、PriceWaterhouseが実施した監査に関して当時のGAASに準拠しているとみなし、過失のないことを認定した<sup>17)</sup>。しかし同時に、SECは監査人に対し、共謀によ

るか否かにかかわらず不正から引き起こされる資産および利益の巨額な過大表示を発見するよう期待される存在であると考えた。そして監査の目的を、すべての少額の横領の発見までは要求しないものの、勘定上の巨額な過大表示を発見するものと結論づけた。

SECは現在に至るまで一貫して不正発見を監査の第一義的目的と考えている。法定財務諸表監査が財務報告の改善、すなわち監査の強制によって株式公開会社の財務諸表を適正に開示させることを目的として成立したからである。不正による不適正な財務諸表が投資家の手に渡る前の最後の砦として監査が位置づけられたため、監査人はクライアントへの責任に加えて財務報告システムの一員としての責任も負うことになっている。それが財務諸表中の不正の発見に関する責任である。

ここで、監査人は、2つ責任を問われていることに気づく必要があった。売掛金の確認と棚卸資産の実査、立会という資産の過大計上に関して必要な監査手続を実施する責任と、財務諸表中の不正を発見することに関する責任である。監査手続の欠落については、AIAはすぐに売掛金の確認と棚卸資産の実査および立会を監査手続に加えることで対処した。1941年には、SECのASR第21号によって、監査基準への準拠性ならびに監査手続の省略についてが監査報告書に反映されることとなった。以後、監査人はGAASに準拠して監査を行ったか否かを監査報告書に記載したため、GAASへの準拠のみが自らの責任の免責条件であると考えられるようになった。

AIAは即座に監査手続を改善したが、一方で不正発見責任それ自体は回避した。McKesson & Robbins事件後に公表した『監査手続の拡張』(後の監査手続書第1号)においても、不正発見を副次的目的と位置づけた。試査の制約の中で当該財務諸表が「一般に認められた会計原則」(以下GAAP)に準拠して作成されているかをGAASに従って監査し、意見を表明すると

16) 「監査手続は、必ずしも着服を明らかにするものではなく、取引記録や諸勘定の操作によって隠蔽された資産のすべての過小表示を明らかにするものでもない」として、『財務諸表の検証』をそのまま採用した点によくあらわれている。

17) この事件では監査人の訓練が不十分であることが多少非難されたが、批判のほとんどは当時の監査実務そのものに向けられている。



いう考えを変更しなかった。この考えの下では、試査の範囲を超えた虚偽記載の発見は不可能であり、監査人による不正発見は副次的目的にすぎなくなる。

AIAからAICPAになった後も、監査手続書やSASの公表を通じ、監査人は一貫して経営者不正の発見責任を負うことを拒否し続けた。監査人は自らの責任を、経営者がクライアントであった従前と同様であると考え、証券取引諸法における利用者への責任である経営者不正の問題に正面から対応することはなかった。クライアントたる経営者が意図して不正を行う場合には負うべき責任の範囲を超えたと考え続けたのである。こうして経営者の誠実性と内部統制の有効性に依拠した監査実務を継続したため、財務諸表監査は経営者による不正を看過し続けた。

SECも財務諸表の利用者も、監査人に不正の発見に関する職業専門家としての責任の遂行を期待した<sup>18)</sup>。しかし、1960年代後半まで、監査人には免罪符があった。それはGAAPとGAASの準拠性である。前者は財務諸表作成実務、後者は財務諸表監査実務の問題である。前者については、GAAPについての是非が問題となった。1940年代から60年代にかけて会計基準の妥当性が問われ、GAAPの設定主体論争が生じた<sup>19)</sup>。GAAPの設定主体は会計士によって組織されたAPBから独立性を有するとみなされるFASBにかわった。これにより、GAAPへの批判が減少した。そして、GAAPが不備であった

場合の監査実務とGAASの準拠性の問題が残されたのである。

監査人はGAAPとGAASの準拠性をもって免責であると考えていたが、その考えは1960年代後半以降否定されはじめた。直接の契約関係のない財務諸表利用者は、経営者不正による損失を被っても、米国契約法上の法的責任を監査人に問うことが困難である<sup>20)</sup>。このため、利用者は証券取引法規則第10条b-5による救済手段に頼った。GAAPとGAASの準拠の有無にかかわらず、監査人に対して損害賠償請求訴訟を提訴しはじめたのである。1966年に連邦民事手続法第23条が修正され、容易に株主集団訴訟をおこすことが可能になり、弁護士が積極的に訴訟事件を引き受けたことも提訴の増加を後押ししていた<sup>21)</sup>。

監査人は概ね怠慢でも不誠実でもなく、GAASに準拠した監査手続を実施していた。しかし、経営者不正の発見を主目的としない監査手続を採用していたため、財務諸表の利用者から職業専門家としての責任負担が不足であるとみなされていた。監査人がクライアントへの責任しか対処していなかったために、ここに期待ギャップが表面化したのであった。

1969年のContinental Vending Machine事件の第2審において、GAAPとGAASの準拠が即適正につながるとする監査人の考えが明確に否定され、監査人は刑事裁判において実刑判決を受けた。ここでの判決は財務諸表がGAAPに準拠していることを証明するだけでは必ずしも誠実に監査したことの証明にはならないとするものであり、GAAPは法廷の場で財務諸表の適正表示の重要な必要条件であるが必ずしも必要十分

18) コーエン委員会以前に、McKesson & Robbins事件が発覚した1939年の時点で、すでに監査人と利用者との間には不正に関するギャップが存在していた(Haskell [1939], p. 12)。

19) 会計原則審議会(APB)批判の要因は2点考えられる。会計士自らが作成した基準であるということ、APBの公表基準がGAAPのすべてではないということである。特別公報によれば、米国のGAAPはAPBと異なる会計原則を許容しており、APBの基準に違反していても財務諸表が適正となる場合があることから大きな批判が生じたものと考えられる。

20) Ultramales事件の判決は1978年まで有効であり、第三者たる財務諸表の利用者が監査人に民事の法的責任を問うのは限界があった。

21) 盛田[1987], 235頁。なお、1960年代後半から70年代にかけての訴訟増は、監査人の他、医師や弁護士など職業専門家に等しくみられる現象である。

条件ではないと判断されたのである。さらに1973年にはEquity Funding事件が発覚した。この事件では、資産と収益の水増し、特に1億8,500万ドルもの架空資産の過大計上が明らかにされた。ここでは好業績にみせかける報告利益の過大表示に加えて、コンピュータを利用した企業ぐるみの横領も行われていた。不正は連結会社間取引で行われていたが、監査人が経営者の誠実性と内部統制に盲目的に依拠せず、職業専門家としての正当な注意をもって帳簿突合、証憑突合あるいは勘定突合を行ってれば金額の不一致を発見できたはずであった。Equity Funding事件は、大衆から監査の失敗事例であるとみなされ、監査人の存在意義を問われる大事件となった。

監査人への損害賠償請求訴訟が続く中、コーエン委員会の勧告書が公表された。それまで、大多数の監査人や会計学者は不正の発見を財務諸表監査の第一義的な目的ではないと考えてきた。この考えは期待ギャップの存在が明らかにされた後も変わらなかった。当該財務諸表が利用者を誤導しないという意味で適正であるか否かの意見表明を行うのであって、財務諸表監査の適正意見とは不正がないことを保証するものではなく、また時間と費用の制約のもとでは、経営者不正や共謀による不正の発見は非常に困難であると主張し続けた。1977年に公表されたSAS第16号においても内部統制と経営者の誠実性に依拠した監査手続を指向しており、1988年の期待ギャップ基準書の公表までAICPAは期待される責任を負わなかったのである。

#### 4. 経営者不正への対応

財務諸表利用者は、経営者不正の問題を回避し続ける監査人に損害賠償を請求し続けた。1984年、米国連邦最高裁は監査人に対し、公的な報告書を保証することによりクライアントとの雇用関係を超越する公的な責任を負うものであるとの判決を下した。不正な財務報告全米委

員会（以下トレッドウェイ委員会）も、AICPAに経営者誠実の原則に基づくSAS第16号の改訂を求めた。

利用者からの法的責任の負荷は、結果的に監査人に証券取引諸法下での責任を自覚させた。ASBはようやく1985年から期待ギャップを縮小するための基準の検討に取りかかった。不正の発見に関する監査人の責任、標準監査報告書の文面、継続企業に関する評価責任などについての検討と分析的手続の採用が課題とされた。GAASに準拠して実施される財務諸表監査における誤謬および不正の発見責任に関して指針を与えるべく、SAS第53号が公表された。

SAS第53号では、「監査人は、誤謬や不実記載を原因とする財務諸表の虚偽記載のリスクを評価しなければならない。この評価に基づき、監査人は、財務諸表に対して重大な誤謬や不実記載が発見されたという合理的な保証を与えるための監査を立案しなければならない。」(SAS No. 53, par. 05)と規定された。そして、監査人に、正当な注意を払い、かつ職業専門家としての懐疑心を堅持するよう要求した。経営者を誠実とする前提を放棄<sup>22)</sup>、まず経営者による虚偽記載の可能性について検討し、そのうえで監査過程において再びその可能性を検討するよう新たに求めたのである。

試査の制約を補うためにリスク・アプローチが採用され、監査計画の段階で事前に評価する必要性が強化された。同時に、万一最高経営者にかかわる重大な不正を発見した場合には、監査委員会に通知するよう要求された。ここに、ようやく経営者不正の発見が監査人の責任とされたのである。

以後、財務諸表に重要な影響を与える虚偽記載が発見されたという合理的な保証を与えた意

22) なお、経営者を不誠実と仮定するのは合理的ではない。監査人は、あくまでも「番犬」であって「警察犬」や「猟犬」ではない。不誠実と仮定した不正監査はアシュアランス・サービスの一環として別途契約すべきである。

見表明が行われることになった。経営者不正の発見にまで拡大された広義の適正性概念を内包する意見表明を行うことになったのである。

しかし、SAS第53号は経営者不正の発見に関する監査人の責任を遂行する上で、致命的な欠陥があった。第53号で採用されているリスク・アプローチは、固有リスクと統制リスクの算定の際、伝統的な財務諸表の作成過程に沿って行われる。1970年代の金融手法の発展により、会計情報はポートフォリオに利用されるようになった。これにより、過去の努力と成果の対応による期間損益計算から作成される伝統的な財務諸表は、企業価値を表すストック評価からなる財務諸表に拡張されていた。1980年代後半以降の公正価値で計算される財務諸表は、帳簿から導き出すことのできない主観的な見積もり、将来予測に基づく経営者の判断が財務諸表中に含まれる。これらに対応する監査手続が欠落しているばかりか、不正リスク要因も明らかにされていないため、SAS第53号が想定する監査手続ですでに監査人の責任を遂行するには不十分になっていたのである<sup>23)</sup>。

監査人には、経営者不正を含む重要な虚偽記載を看過しないための監査手続を実施する責任負担が期待されていた。しかし、SAS第53号によっては経営者不正を発見できなかった。そして度重なる訴訟負担により倒産する会計事務所が続出した。二重責任の啓蒙もむなしく、経営の失敗と監査の失敗を混同した利用者からの提訴により、監査人は経済的な訴訟負担を課せられ、和解を選択せざるをえなくなった。経営者と連帯責任を負わされた監査人は、ディープ・ポケットとして経営者の責任まで負担させられていた。このような中、1997年に不正検討のための基準として、SAS第82号が公表された。

SAS第82号では、序文でまず、意図的な不正の発見に関する監査人の責任、および不正の防

止と発見に関する経営者の責任を述べ(SAS No.82, par.2 and Appendix A par.2)、財務諸表の作成責任と監査責任の境界を明確にした。その後、監査上の意図的な不正の特質、不正リスク要因の検討および評価と、評価の結果に対する監査人の対応などが定義された<sup>24)</sup>。監査人の考慮すべき不正は、財務諸表にとって重要なもの、すなわち意思決定に重要な影響をもつものが対象である。SAS第82号では不正による重要な虚偽記載を発見するための監査における現行の責任の範囲を規定し、第53号のリスク・アプローチの徹底を図ったが、第82号においても監査人の責任負担は十分ではなかった。

株式市場では、1980年代から年金基金の株式保有割合が伸張した<sup>25)</sup>。年金基金は1970年代までは、ウォール・ストリート・ルールに基づいて株式を売却していた。しかし、1974年ERISAの影響に加え、1980年代以降あまりにも多く株式を保有しすぎたために売却が困難になった。大量に保有する株式の売却は容易でなく、仮に売却できたとしても損をするのは年金基金自身である。長期保有するしかなくなった年金基金はブルーデント・マン・ルールにもとづいた投資を行うようになった。売却から対話へ、すなわち株主総会で議決権を行使し<sup>26)</sup>、コーポレート・ガバナンスに積極的に関与しはじめたのである。彼らが会社に求めるものは安定成長であり、そのために将来キャッシュ・フローが重要視されていた。このため、財務諸表は公正価値

24) SAS第82号における監査人の責任分担については、拙稿[1999]で検討している。

なお、SASの表題は、それまでの“Errors and Irregularities”から“Fraud”へ変更されており、意図的な詐欺行為としての不正、経営者不正を意識したものとなっている。

25) 機関投資家としての年金基金は、1950年代後半から株式投資に占める割合が増加し、1985年には株式の約3分の1を占めるまでに至った。

26) 米国では年金基金は株主総会に出席し、みなし株主として権利を行使しているが、厳密には株主ではない。真の所有者は所有者ですらなくなっているといえる。

23) 拙稿[2001]を参照されたい。

会計計算によって作成されるものに変容したものである。

このようにして作成される財務諸表は、将来の景気変動や企業を取り巻く不確定な経済状況に左右され、経営者の主観をはるかに内包するものである。監査人に求められるものは財務報告の番犬であり、不正を看過しない監査手続の拡張が期待されていた。監査人の責任は、監査の主体たる財務諸表の変容に応じて、新しい財務諸表に対応する監査手続を実施し、意見表明を行うことである。しかし、SAS第82号は第53号よりは具体的であったものの、第53号と同様に従来の財務諸表作成実務に沿ったリスク・アプローチを採用していた。不正リスク要因の具体的な記述もなく、このため十分な責任を負うことができなかつたのである。

このように、監査人は責任を適切に負担しなかつたが、同時に利用者の側でも投資に関する自己責任を負わない者が増加した。監査報告書を企業の健康証明書とみなした一部の利用者は、責任の遂行の有無にかかわらずディープ・ポケットたる監査人に投資損失を転嫁した。支払能力を有する監査人に対し、証拠開示手続を濫用して和解させた結果、会計事務所を破綻させることになった。

## 5. コーポレート・ガバナンスへの関与

1995年、証券訴訟改革法により、証券取引諸法の改訂が行われた。同法は株式公開会社の監査人に対する不当な泡沫訴訟の排除を目的としたものである。証券法第11条にもとづく訴訟は新規上場に限られており、目論見書における虚偽記載あるいは誤導するような記載がある場合に限定される。しかし、証券取引法規則第10条b-5による訴訟は、SECに提出する目論見書のみならず、インターネット上や口頭による表現も含めて虚偽となるすべての情報を対象とする。とりあえず提訴し、その後虚偽の証拠を構築する悪質な事例も見受けられていたため、証

券訴訟改革法では提訴段階で事実関係を特定することを求めるよう改正された。

さらに、従来の連帯責任ではなく、過失に応じた比例責任基準が導入された。換言すれば、経営者の経営責任との境界を明確にし、利用者の自己責任の徹底を目的とした。本稿において重要となるのは、違法行為を発見した監査人にSECへの報告を義務づけた証券取引法第10条Aである。この規定によって監査人はGAASに準拠して監査を実施する過程において違法行為を発見したならば、SECに通告する義務を負うことになった。同法においては、あくまでもSECに通告するのであって財務諸表の利用者に知らせる義務はない。

また、監査における不正概念も、証券訴訟改革法により、証券取引法上もSAS上も会計上の不正に限定された。経営の失敗と監査の失敗を混同する利用者による会計に関係しない経営者の違法行為にもとづく連帯責任の負荷は、証券訴訟改革法により減少するものと考えられる。

財務諸表の利用者が監査報告書を信頼して損失を被った場合に法的責任として損害賠償を請求できるのは、前述のように証券取引法とその規則による。しかし、第10条A-cの新設により、SECに提出する報告書に関して監査人は証券取引法上の民事の法的責任を負わない旨が明記された。これにより、監査人の財務諸表利用者への過剰な法的責任は確かに軽減された。しかし、SAS第82号においても監査人の責任を不十分であるとみなした利用者は、連邦証券取引法ではなく、州法によって監査人に法的責任を負わせようとしている。1998年証券訴訟統一基準法の制定により連邦の管轄を強制しても、いまなお会計士の訴訟危機は去っておらず、訴訟件数は減少していない。このうえ、監査人にはいかなる責任が不足しているのであろうか。

将来キャッシュ・フローを指向した経営は、1990年代末期、経営者に高株価維持の誘因を生じさせた。財務報告の関係者は、一般投資家も年金基金も含めてITバブルに踊らされた。

経営者は短期的な業績にのみ注視し、ストック・オプションによって自らの利益を捻出しはじめた。所有と経営の分離において所有が希薄になりすぎた結果<sup>27)</sup>、経営のみが独り歩きし、再び経営者不正の危険が高まったのである。

SAS第82号において、虚偽記載は2つ定義されていた。資産の横領から生じるものと不正な財務報告から生じるものである。このうち、後者に含まれる経営者による報告利益の管理のための故意の虚偽記載、財務諸表中の開示の意図的な脱漏が新たな問題となった。これらの報告利益に関する会計手法は、GAAPに準拠した会計上の見積もりや経営者の判断の結果行われているものであり、必ずしも違法とは限らない。

経営者は報告利益の管理により、利益の平準化や見かけの成長維持を盛んに行うようになった。経営者は株価を下落させないために、アナリストの予測した業績を報告利益の管理によって達成しようとした。株価偏重主義は財務報告の開示を歪曲させたが、株価高に誰もが踊っていたために放置された。

しかし、SECだけは監査人に対し、重要性を理由に利益の潜在的な虚偽記載を見送っていると批判した。SAS第82号における時代遅れのリスク・アプローチでは、GAAPに違反していない報告利益の創造的な会計手法に対応できず、十分な責任を負うことができなかった。公共監視審査会その他によってリスク・アプローチの欠陥が指摘され、第82号の改訂が度々勧告された。トレッドウェイ委員会後援組織委員会の委託報告書においても、企業の属する産業に特有なリスク、経営者の事情や外圧、内部統制などを理解するために財務諸表の領域を超える調査が必要とされ、様々な源泉から情報を検討する

よう求められていた。しかし、またもやAICPAの対応は遅れていた。

企業経営を監視すべき株主も年金基金等の機関投資家も、高株価によって判断力を失っていた。企業は高株価に維持された買収の繰り返しにより、自らが資金源泉になった。もはや、経営者不正を看過しないためには、経営者自身の倫理と監査人のコーポレート・ガバナンスによる水際の発見しか効果がなくなったのである。このため、監査人にはコーポレート・ガバナンスの一翼を担うべく期待されはじめたのである<sup>28)</sup>。

## 6. 結び

米国における監査人の責任は、当初クライアントとの契約関係の中で生じ、直接の責任を経営者に負っていた。法定財務諸表監査の成立により資本主義経済を支える証券市場のインフラとして監査が位置づけられると、監査人には職業専門家としての不正の発見責任が課せられた。職業専門家としての第三者たる財務諸表利用者への責任を監査人が自覚するまで、法定財務諸表監査の成立後約半世紀を要した。監査人は1988年に不正発見を主目的と位置づけ、リスク・アプローチを導入したが、伝統的財務諸表の作成実務に忠実に沿うリスク・アプローチはもはや時代遅れとなっている。

根本的な対策は、21世紀にもちこされた。2000年にEnronが破綻したことは記憶に新しい。この事件で関係書類を破棄処分していたArthur Andersen会計事務所は解散した。Enron以降も会計不正の発覚が続出し、改めて監査人の存在意義が問われている。

このような中、SAS第99号が公表された。第

27) 連邦準備理事会(FRB)の“Flow of Funds Accounts”の統計によれば、1970年代に株式投資の全体の約6割を占めていた個人投資家は2002年末で4割程度まで減少し、年金基金、投資信託、保険の株式保有合計の割合を下回っている。年金基金ですら株式公開会社毎にみればわずか数%の保有でしかない。

28) 1990年代以降のコーポレート・ガバナンスの概念は、Berle & Means以来の「会社は誰のものか」という意味ではなく経営者、取締役会あるいは株式会社そのものの監視に拡大されている。

99号は第82号と同一の表題「財務諸表監査における不正の検討」であるが、定義が中心であった第82号の反省から、会計上の不正リスク要因とその対応について詳細に定めている。第82号で具体性に乏しかった監査上の手続、分析的手続の評価、証拠の評価などを非常に具体的に規定した。伝統的財務諸表作成実務以外の財務報告書の作成過程にも対応した監査手続を、不正リスク要因の検討により実施しようと試みている。第99号により、不正リスク要因の評価と監査手続の関係が緊密になり、監査人の職業専門家としての懐疑心がより強調された。

しかし、定義と基本的な枠組みはSAS第82号とまったく同様であり、監査人間での議論が新たに規定されたものの、コーポレート・ガバナンスに関する責任を負担するには不十分である。サーベインズ・オックスリー法（企業改革法）による経営者の倫理への依存と第99号による職業専門家としての懐疑心の重視だけでは、やはり監査人の責任負担は不十分であると結論づけざるをえない。

財務報告における監査人の現在の責任は、クライアントへの責任と財務報告書利用者への責任の双方であり、後者は不正の発見とコーポレート・ガバナンスの関与が中心である。SAS第99号は経営者不正の発見について不正リスク要因を具体的に網羅しようと試みているが、コーポレート・ガバナンスに関する責任には対処していない点が今後問題とされるであろう。監査人がコーポレート・ガバナンスの枠内に位置づけられることについては、理論的な立場から異論も多い。しかし現実に過大な負担を課せられている以上、監査人側の責任負担の範囲を明確にしておくことが重要である。

また、監査人への法的責任の追及は証券訴訟改革法によって多少は軽減されたが、過剰な期待ギャップが完全に解消されたわけではない。ブルースカイ法の悪用など、財務諸表利用者が過大な責任を要求し、監査人に法的な責任を負わせる余地はまだ残っている。監査人の責任の

範囲は財務諸表の作成者、利用者を含むすべての利害関係者の責任の中で決定する。そのため、他者の責任を転嫁されるだけではなく、責任分担について主張することも必要となるであろう。

監査人が自らの責任負担の範囲を主張することは、会計士業務の中で監査がいかなるレベルの保証を行っているかを明確にする点でも有用である。米国株式恐慌の直前、すべての企業に適切な会計と監査の統一的な形態を導入することによって、不可能な保証を投資家に与える危険性が指摘されていた<sup>29)</sup>。財務諸表監査は株式公開会社の証券市場における会計開示の際に行われるものであるが、ここで監査人が付与できる保証は適正性に関する意見表明である。監査の保証レベルは他のアシュアランス・サービス、例えばレビューと同レベルの保証ではないことを財務報告書の利用者に理解してもらう努力が必要である。

期待ギャップが表面化した当時、会計専門職に対して、財務諸表の利用者のために存在しているのか、職業会計士自身の利益を得るために業務をしているのかと問われた。現在、同じことが問われている。コンサルティング・サービスの伸張は監査報酬をはるかに上回る報酬を監査事務所にもたらした。その結果、監査が甘くなる弊害が以前から指摘されている。アシュアランス・サービスの増大は会計士の稼得利益の増大に貢献したが、法定財務諸表監査の利用者のための責任がそれによっておろそかにしていないか否かを常に自問し続けることが求められている。

コーポレート・ガバナンスに関する責任の欠如が表面化される前に、SAS第99号を改訂することが望まれる<sup>30)</sup>。すでに会計事務所の中には

29) 例えば *Journal of Accountancy*, May 1929, pp. 356 - 357などに掲載されている。

30) 企業改革法に関連した公開草案では、SAS第99号の pars. 22, 23に監査委員会との関係、特にpar. 23で証券取引法第10条Aとの関係が記載されている。

リスク・アプローチからビジネス・リスク・アプローチに移行しているところが多い。会計不正が依然減少しないならば、ビジネス・リスク・アプローチにもとづく新たなSASが公表されることが想定される。米国の今後の動向は、リスク・アプローチを取り入れたばかりのわが国にとっても注視すべきものといえる。

#### 参考文献

- ・ AIA (American Institute of Accountants), *Verification of Financial Statement*, GPO, 1929.
- ・ —, *Examination of Financial Statement by Independent Public Accountants*, AIA, 1936.
- ・ —, "Extensions of Auditing Procedure," *Journal of Accountancy*, Jun. 1939, pp. 343 - 344.
- ・ AICPA (American Institute of Certified Public Accountants), Committee on Auditing Procedure, *Statements on Auditing Procedure No. 30*, "Responsibilities and Functions of the Independent Auditor in the Examination of Financial Statements," *Journal of Accountancy*, Jan. 1961, pp. 74 - 75.
- ・ —, Auditing Standards Executive Committee, *SAS (Statements on Auditing Standards) No. 16*, "The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors or Irregularities," AICPA, 1977.
- ・ —, ASB (Auditing Standards Board), *SAS No. 53*, "The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities," AICPA, 1988.
- ・ —, *SAS No. 54*, "Illegal Acts by Clients," AICPA, 1988.
- ・ —, *SAS No. 82*, "Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit," AICPA, 1997.
- ・ —, *SAS No. 99* "Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit," AICPA, 2001.
- ・ —, *Proposed Statement on Auditing Standards Sarbanes-Oxley Omnibus Statement on Auditing Standards*, 2003.
- ・ 青柳文司『会計士会計学[改訂増補版]』, 同文館, 1979年。
- ・ Carey, John L., *The Rise of the Accounting Profession—From Technician to Professional 1886-1936—*, AICPA, 1969.
- ・ —, *The Rise of the Accounting Profession—To Responsibility and Authority 1937-1969—*, AICPA, 1970.
- ・ 近澤弘治「監査人の責任について」, 『企業会計』, 第5巻第9号, 1953年, 109-114頁。
- ・ 千代田邦夫『公認会計士—あるプロフェッショナル100年の闘い』, 文理閣, 1987年。
- ・ —, 『アメリカ監査論—マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ—(第2版)』, 中央経済社, 1998年。
- ・ De Bedts, Ralph F., *The New Deal's SEC The Formative Years*, Columbia University Press, 1964.
- ・ DeMond, C. W., *Price, Waterhouse & Co. in America —A History of a Public Accounting Firm—*, Comet Press, 1951.
- ・ Haskell, John, "What does the Investor expect of the Independent Auditor?" *PAP*, AIA, 1939, pp. 12-16.
- ・ 八田進二「監査事例研究(8)—会計連続通牒第19号; マッケソン・アンド・ロビンス会社事件—事実認定および結論の要約—」, 『会計学研究』, 第20号, 1994年, 191-206頁。
- ・ 檜山 純「財務諸表監査における責任分担の構造—米国SAS第82号が監査人に与える影響—」, 『経済学研究』(北海道大学), 第49巻第1号, 1999年, 63-80頁。
- ・ —, 「米国株式会社における会計監査の展開」, 『税経通信』, 第56巻第5号, 2001年, 183-190頁。
- ・ 岩田 巖『会計原則と監査基準』, 中央経済社, 1955年。
- ・ Löffler, George L., *The Stock Market*, The Ronald Press, 1951; 山一証券株式会社外国部訳『株式市場』, ダイヤモンド社, 1956年。
- ・ 盛田良久『アメリカ証券取法会計』, 中央経済社, 1987年。
- ・ Littleton, A. C., *Accounting Evolution to 1900*, Russell, 1933; 片野一郎訳『リトルトン会計発達史[増補版]』, 同文館, 1978年。

- ・村瀬 玄「会計監査人の責任に関する米国の判決例について」、『企業会計』, 第5巻第9号, 1953年, 105-108頁。
- ・O'Reilly, Vincent M., Patrick J. McDonnell, Barry N. Winograd, James S. Gerson and Henry R. Jaenicke, *Montgomery's Auditing -12th ed.-*, John Wiley & Sons, 1998; 中央監査法人訳『モントゴメリーの監査論』, 中央経済社。
- ・大矢知浩司『会計監査 アメリカにおける生成と発展』, 中央経済社, 1973年。
- ・Previts, Gary John and Barbara Dubis Merino, *A History of Accounting in America*, John Wiley & Sons, 1979; 大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳『アメリカ会計史 -会計の文化的意義に関する史的解釈-』, 同文館, 1983年。
- ・Richardson, A. P., *The Influence of Accountants' Certificates on Commercial Credit*, The American Association of Public Accountants, 1913.
- ・Securities and Exchange Commission, *Accounting Series Release No. 19*, "In the Matter of McKesson & Robbins, Inc.," SEC, 1940.
- ・高田正淳「会計士の責任問題-コンチネンタル・ベンディング・マシン事件の考察-」, 『企業会計』, 第24巻9号, 1972年, 121-129頁。
- ・The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions and Recommendations*, The Commission on Auditors' Responsibilities, 1978; 鳥羽至英訳『アメリカ公認会計士協会, 監査人の責任委員会, コーエン委員会報告書 財務諸表監査の基本的枠組み』, 白桃書房, 1990年。
- ・The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, AICPA, 1987; 鳥羽至英・八田進二共訳『アメリカ公認会計士協会・アメリカ会計学会・財務担当経営者協会・内部監査人協会・全米会計人協会, 不正な財務報告全米委員会トレッドウェイ委員会報告書 不正な財務報告結論と勧告』, 白桃書房, 1991年。
- ・鳥羽至英『監査証拠論』, 国元書房, 1983年。
- ・———, 「財務諸表監査における不正の位置づけ」, 『商学研究年報』(専修大学), 第11号, 1986年, 85-108頁。
- ・山根忠恕「ウルトラマレス事件の監査史的意義」, 『産業経理』, 第16巻10号, 1956年, 62-67頁。